

新たな「議会・議員不要論」の大波を乗り越えるために―

政務活動費の再検証と制度拡充、 条例の見直し

～政務活動と活動成果の「見える化」

―説明責任を果たし、透明性確保を図って議員活動を充実させる～

■講師 田口 一博 氏 / 新潟県立大学国際地域学部 准教授
明治大学政治経済学部 兼任講師

「議会 DVD 講座」案内
：裏面

■2014年10月10日(金) 13:00～16:30 於：剛堂会館・会議室(東京・千代田区)

時	講	義	内	容
13:00 ～ (休憩) ～ 15:50	はじめに 「ヤジ」 から考える～制度はよく知り、使いこなすこと 1. 「政務調査費」は何が問題だったか 2. 平成 20 年・24 年地方自治法改正 (1) 議会活動の明確化と範囲の拡大 (2) 議会活動の一部公費負担化 (3) 今後の課題：議員身分の明確化、職務範囲の法定化 3. 政務活動と議員活動 (1) 純粋な調査研究 (2) 拡張された政務活動 (3) 政務活動費の対象とならない議員活動 (4) 議員活動として認められない活動・違法な活動 4. 政務活動の「見える化」、活動成果の「見える化」 (1) 住民に見せるべきものは何か (2) 政務調査「成果」の可視化 (3) 政務活動「状況」の可視化 (4) 政務活動「成果」の可視化 5. 政務活動制度を議論するために			≪研修のねらい≫ 平成 24 (2012) 年の地方自治法改正で政務調査費制度に代わって導入された政務活動費制度。「調査」を無理に拡大解釈して数々のトラブルとなったことからの改正でしたが、いまだ、「政務活動とは」という議論は十分ではないようです。政務活動にはさまざまなものが含まれますが、それら活動を住民に見える化し、その成果が実感できるようにするためには一工夫が必要です。政務調査費以来の制度がある議会にはその見直しの方向を、いまだ政務活動費制度を導入していない議会には検討の方法を解説します。 ＜2014.8.11 田口一博＞
16:00 ～ 16:30	＜質疑応答＆意見交換＞講師（田口一博氏）と参加者の情報交流の場 条例による制度設計と政務活動の使途明確化、そして議員・議会の活性化で住民に信頼されることをめざして、講師と参加者（同士）が情報・意見の交換をします。奮ってご参加下さい。			＜田口一博氏プロフィール＞ 地方自治制度史を基礎に制度設計に結びつく行政学の研究を心がけ、議会・議員研修や地域研究に積極的に取組む。1984～2008年に横須賀市職員として行政事務・議会事務を担当。地方自治総合研究所常任研究員、東京大学公共政策大学院非常勤講師などを歴任。

お申し込み・お問い合わせ



あすの街と村を考える

地域科学研究会

東京都千代田区一番町6-4ライオンズ第2-106
TEL 03(3234)1231 FAX 03(3234)4993
URL: <http://www.chiikikagaku-k.co.jp/>

【参加要領】

■日時：2014年10月10日(金) 13:00～16:30

■会場：剛堂会館・会議室(案内図は申込後送付)
東京都千代田区紀尾井町3-27 TEL 03-3234-7362

■申込方法：下部の申込書に所要事項を記入の上送付下さい。
(FAX・郵送・メール等)

メディア参加には開催後に講演収録CD(未編集)と配布資料をお届けします(送料込)。

■参加費(1名分)

参加費(1名)	当日参加	メディア参加
行政・議員	15,000円	18,000円
一般	25,000円	28,000円

※参加費の払い戻しは致しませんので、申込まれた方のご都合が悪い場合には、代理の方の出席もしくは、メディア参加とさせていただきます。

■支払方法

請求後の振込・郵便振替・当日払い

みずほ銀行麹町支店 普通1159880

三井住友銀行麹町支店 普通7411658

三菱東京UFJ銀行神田支店 普通5829767

郵便振替:00110-8-81660

口座名: 地域科学研究会

【申込書 2014年 月 日】 希望欄に印を入れて下さい FAX: 03(3234)4993 MAIL: machi@chiikikagaku-k.co.jp

■研修会の参加『政務活動費の再検証と制度拡充、条例の見直し』:10月10日(金) ☐当日参加 ☐メディア参加

■DVDの購入 ☐『自治体議会の役割と議員の責務』(4巻セット) _____ セット ☐本日研修会参加者特価 (25,000円/税・送料込)

議会・会派名(請求書宛名等)

所在地〒

連絡担当者

TEL _____ FAX _____ E-mail _____

参加者氏名 _____ 所属部課役職名 _____

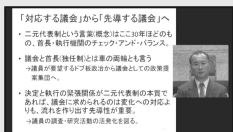
〈通信欄〉○をつけてください

・支払方法(銀行振込・郵便振替・当日払い)

・必要書類(納品書・請求書・見積書)

※ご記入いただいた個人情報は当会の活動(セミナー・出版物等の申込受付、連絡、請求、案内等)のみに使用させていただきます。

議員・議会不要論を払拭し議会(事務局)力の強化へー新しい議員研修メディア・DVD誕生!!

田口一博講師の
ナレーション+文字パネル4巻(120分)で議会制度
と運用の基礎を学ぶ
メディア教材

DVD講座シリーズ

第1期 4巻発行

自治体議会の役割と議員の責務

～市区町村の二元代表制と自治を担う

議員・議会を創るDVD講座～

[講師:田口一博略歴]

地方自治法・議会・地方分権等を研究。横須賀市職員として議会事務局(事務局)と行政事務を担当。85年放送大学入学(自治体議会を研究)、04年同大学院修了。全国で自治体議会の議員研修の講師を務める。



[講師] 田口 一博 /新潟県立大学准教授(国際地域学部)

巻1. 二元代表制と議会の役割 (27分)

～「対応する議会」から「先導する議会」への改革～

巻2. 議会運営の基礎 (40分)

～正確かつ合理的な意思決定の仕組み～

巻3. 議員の職務と議員活動 (26分)

～公的支援と公務性からみた議会活動と政治活動～

巻4. 議員定数・議員報酬の考え方 (28分)

～地方自治法改正のねらいと議員定数、妥当な議員報酬のあり方～

[協力] 横須賀市議会(神奈川県)
(議場撮影) 浦安市議会(千葉県)

[発行] 2012年2月24日

[定価] 4巻セット価 28,000円
(DVD/送+税込)(当会へ直接申込み場合は
シナリオを添付)■本日参加者特価 25,000円
(DVD/送+税込)

[DVD(映像)講座シリーズ]「自治体議会の役割と議員の責務」内容構成

巻1. 二元代表制と議会の役割 (27分)

～「対応する議会」から「先導する議会」への改革～

1. 議会は討論の府
→住民投票≠議会の議決、大きな目と耳、そして議論
→議会の討論の目的は合意形成、説明責任
2. 議会の活性化(分権委第2次勧告1997年)
→議会の機能強化、公開性等/議事の公平性、分かりやすさ
→議会自身の「見える化」へ
3. 活性化から議会改革へ
→分権一括法(2000年)で条例制定範囲の拡大
→議会基本条例制定:北海道・栗山町議会(2006年)
→議会報告会で公開の公聴会開催
4. 議会なしの民主制度はない
→議会による住民間の合意形成、改めて「見える化」へ
→会派制の再考(問題ごとの研究会も)、住民意識の変化に注目
5. 「対応する議会」から「先導する議会」へ
→二元代表制はチェック・アンド・バランスの制度
→議会と首長(独任制)は車の両輪、決定と執行の緊張関係

巻3. 議員の職務と議員活動 (26分)

～公的支援と公務性からみた議会活動と政治活動～

1. 議員身分の明確化
・2008年自治法改正で変わったこと:議会前の準備を議会活動に
→「歳費」は実現せず、活動範囲拡大による公務の拡大
2. 議員の職務と活動範囲
→法令(議会基本条例)で規定/議員活動と政治活動を切り離せるか
→議長・委員長の職務とトップマネジメント、公務性など
3. 議員活動の公的支援と公務性
→議会と議会以外の公務に適切な支援を
→議員活動抜きで議会活動はない
4. 政治活動をもっと「明るく!!」
→自治体の政治を知ってもらう/住民の声を聞き、議論する
→教育(総合学習・自由研究)に議会は参画できる
5. これからの議員活動
→若年層に変化の兆し;投票・参加に手を差しのべる
→仮想空間の議員活動、従来型議員コミュニティとは・・・
→監査・統制、合意形成、議員間討議による決定

巻2. 議会運営の基礎 (40分)

～正確かつ合理的な意思決定の仕組み～

1. 議会運営一万人共通の「会議原則」
→正確・合理的に意思決定するための仕組み、ロバート議事規則
2. 議会の諸原則
①議事公開(傍聴、公表、公開等) ②定足数(議員定数の1/2、除斥等)
③過半数決定 ④議員平等(一人一票、全員平等) ⑤一議事一議題
⑥一事不再議(議事を合理的に進めるため) ⑦会議不継続の原則
(会期毎に議会の意志は異なる) ⑧現状維持(可否同数は現状の
まま) ⑨委員会審査独立 ⑩公正指導(議長は中立)
3. 議会用語の基礎知識
①質疑と質問(議題への疑義、一般質問と代表質問)
②討論(会議規則で決める) ③発言通告 ④採択
4. 議会の「なぜ?」
①質疑・討論の省略 ②指名推選(議会内選挙)
③除斥(直接利害関係のある事件の議事に参与できない)
④動議(議事日程、議案、予算等の修正、撤回などの議案)

巻4. 議員定数・議員報酬の考え方 (28分)

～地方自治法改正のねらいと議員定数、
妥当な議員報酬のあり方～

1. 議員定数一地方自治法2011年改正:人口比例を廃止
・定数の上限・下限をなくし議会の自由度を高めた
・考えるべきは、まず、議員の代表性
→「いろいろな」議員がいるか(地域代表、職能代表)
→憲法14・15条:法の下での平等、普通選挙
・議会の機能:世論調査のトップは「政治家が国民の声を聞く」
→多数の議員の耳と足が必要(多様な自治と議会)
2. 議員報酬一地方自治法2008年改正
・203条に議員報酬、費用の弁償、期末手当を規定
→「議員報酬は議員という身分に対する対価」とも・・・
・効果からみた議員報酬:国は歳費で議員活動できる(憲法)
→地方自治法に規定なし、生活給としても不十分
→議員報酬の額が議員になる市民を少なくしている
・議員個人の負担を公的に軽減
→議会活動に議員活動を組み込んでいく・・・